

【参考 2】中部圏低炭素水素認証制度

1 背景・目的

愛知県では、低炭素な水素サプライチェーン※の構築に向け、企業、自治体及び有識者で構成する「あいち低炭素水素サプライチェーン推進会議」（座長：東京科学大学 ^{おかざき} 岡崎 ^{けん} 健 名誉教授）での検討を経て、製造、輸送、利用に伴う二酸化炭素の排出が少ない水素を「低炭素水素」として認証・情報発信する本制度を 2018 年 4 月に全国で初めて制定した。2023 年 4 月 1 日からは、中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議の取組として、中部圏全体で取組を促進するため、対象範囲を中部圏（岐阜、愛知、三重の 3 県）に拡大し、「中部圏低炭素水素認証制度」として運用している。

※ 「低炭素な水素サプライチェーン」とは、水素の製造に必要な再生可能エネルギーの調達から、水素の製造、輸送、利用までの全体の一連の流れを言う。

2 対象とする低炭素水素

次の（１）及び（２）に該当する水素を低炭素水素として認証する。

- （１）再生可能エネルギー電気※¹又はバイオガス（若しくは環境価値※²）から製造された水素
- （２）再生可能エネルギー電気（又は環境価値）による食塩水の電気分解により苛性ソーダ及び塩素を製造する過程において副次的に生産される水素※³

※１ 対象とする再生可能エネルギー電気の例

①太陽光発電電力、②風力発電電力、③水力発電電力、④地熱発電電力、⑤バイオマス発電電力

※２ 対象とする環境価値の例

①Ｊ-クレジット、②グリーン電力証書、③再生可能エネルギー電気の環境価値

※３ 低炭素水素サプライチェーンのさらなる普及・拡大に向けて、苛性ソーダ副生水素では、低炭素水素の生産量を一定倍に補正する。

3 事業計画の認定、低炭素水素製造に係る認証の流れ

- ・ 低炭素水素を製造する事業計画について、中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議の認定を受けたい事業者は、当該事業計画を会長に申請する。
- ・ 会長は、中部圏低炭素水素審査会による審査等を経た上で、当該事業計画を認定する【新規の計画認定を今回発表】。
- ・ 事業計画の認定を受けた事業者は各年度の低炭素水素製造量や再生可能エネルギーの使用量等を集計し、会長に申請する。
- ・ 会長は、中部圏低炭素水素審査会において、低炭素水素製造量の算定等が運用指針に適合しているかなどを審査した上で、低炭素水素製造に係る認証を行う。

低炭素水素認証スキーム

